

SCBSHINKIN
CENTRAL
BANK内外経済・金融動向
No. 2019-2

(2019. 7. 26)



信金中央金庫

SCB 地域・中小企業研究所

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7
TEL. 03-5202-7671 FAX. 03-3278-7048
URL <https://www.scbri.jp>

高齢者の暮らし向き・生活様式の実態を探る

～高齢者の就業構造・収支状況・日常生活行動や入院・介護等のリスクを考察～

視点

2019年は団塊の世代(1947～49年生まれ)が70歳に到達し、老年人口割合が20年前の16%から28%へ上昇するなど、高齢者は労働力や消費者等の役割を担う経済主体として存在感が高まっている。高齢者の実態を的確に把握することが、日本の経済・社会の現状や先行きを把握するうえで重要である。そこで本稿では、高齢者の就業構造や収入・支出・貯蓄状況から暮らし向きを概観し、買い物・家事・娯楽などの日常生活行動やインターネット・自動車等の利用状況などの生活様式を明らかにすると共に、高齢者が直面する入院・介護等のリスクを数値で示すことで、信用金庫の顧客として大きなウエイトを占める高齢者の生活実態を把握するための基本的な情報を提供することを目的としている。

要旨

- 高齢者の労働市場への参入が活発化している。60歳代の労働力率は、高齢者の雇用促進が進んだ00年代後半から急上昇した。ただ、人材不足の深刻化で高齢者の労働力に一層期待する向きもあるが、潜在的な労働力は60歳代前半で男女共に4%、同後半で男性4%、女性2%程度であり、待遇改善や職場環境の整備等が求められる。
- 高齢者世帯の平均所得は、就業率の上昇等で稼働所得が押上げに寄与し、14年を底に増加している。ただ、高齢者世帯のエンゲル係数が上昇するなど、暮らし向きは厳しい。特に、年金受給額(年間)120万円未満の高齢者夫婦は、貯蓄を取り崩しながら実支出を毎年、前年比2%弱、徐々に節約すれば、貯蓄が底を着く時期を約12年後から26年後に先延ばしすることができるが、晩年は実収入の範囲内で生活しなければならない。
- 高齢者の日常生活をみると、60歳代前半は就業率の上昇で仕事・通勤の時間が増加し、65歳以上は買い物・移動やスポーツの時間が伸びている。健康志向の高まりやスマホ利用率が上昇するなど、アクティブでITに強い高齢者像へシフトしている様子がうかがえる。
- 団塊ジュニア世代が高齢者になる2040年には、65歳以上の女性の4割は単独世帯か施設で暮らし、85歳以上だと6割超と見込まれる。施設で暮らす高齢者の現状をみると、入院受療率は90歳以上で7.8%、介護保険制度の重度認定は90歳以上の女性で約4割に達する。
- 高齢者による自動車死亡事故が相次いで報道されているが、85歳以上の死亡事故件数は免許保有者10万人当たり16件で、確かに他の年齢層よりも高い。しかし、自動車の安全性能の向上もあり、年々減少している。地方では自動車が生活の足となっており、高齢者が買い物・通院等で困ることのない生活環境への整備は喫緊の課題になっている。

キーワード 高齢者、就業構造、収入、消費、年金、生活行動、余暇活動、入院、介護、交通事故

目次

1. 問題意識
2. 高齢者の就業構造～60歳代の労働力率が00年代後半から上昇
 - (1) 高齢者の労働市場参入の動向～60歳代の労働力率が00年代後半から急上昇
 - (2) 高齢者の就業余地～60歳代前半は男女共4%、同後半で男性4%、女性2%程度
3. 高齢者世帯の収支状況からみた暮らし向き
 - (1) 高齢者世帯の所得状況～高齢者の就労活発化で稼働所得が押し上げに寄与
 - (2) 高齢者世帯の消費状況～65歳以上世帯のエンゲル係数が14年から上昇
 - (3) 年金受給世帯の収支状況～基礎年金のみの夫婦は前年比2%弱の節約が必要
4. 高齢者の日常生活行動・余暇活動およびインターネット利用状況
 - (1) 高齢者の日常生活行動と余暇活動～買い物・移動時間が伸び、健康志向が強まる
 - (2) 高齢者のインターネット利用状況～50～60歳代のスマホ利用率が上昇
5. 高齢者の日常生活に潜むリスク～入院・介護や交通事故のリスク
 - (1) 入院リスク～90歳以上の入院率は7.8%。自己負担額は実質7.4万円(60歳代)
 - (2) 介護リスク～90歳以上の女性の約4割が重度認定。介護費用は月々7.8万円
 - (3) 高齢者の交通事故の加害者リスクと自動車等の交通手段の利用状況
6. おわりに

1. 問題意識

日本人の2017年の平均寿命(簡易生命表)は男性81.09年、女性87.26年であり、20年前の各々77.19年、83.82年と比べると3～4年程度、長寿化が進行した。統計上、生産年齢人口は15～64歳、老年人口は65歳以上と定義されるが、従来よりも高齢者の健康状態・身体能力や行動意欲などの精神的な活力は若返っていると見込まれる。人口減少や働き手不足を背景に、高齢者の労働市場への参入が増加しており、企業等も高齢者の労働力を積極的に活用しようとする動きが活発化している。政府は、「人生100年時代」を見据えた枠組みへ社会・経済構造の転換を図ろうとしている。例えば、公的年金の受給開始年齢の引上げや高齢勤労者の年金受給額減額(在職老齢年金制度)の見直し、『高年齢者雇用安定法』の改正による70歳までの雇用促進などが検討されるなど、高齢者が働きやすい環境を整備している。長生きリスクの高まりは、高齢者の就労意識や収入・支出に変化をもたらす可能性がある。また、パソコン(PC)の基本ソフトWindows95の発売から約25年が経ち、PCやスマホ等のIT機器を駆使できる世代が高齢者に移行しているものと見込まれる。現在の高齢者の就業構造や生活様式は、従来の高齢者のイメージから大きく変化しているものと考えられる。2019年には団塊の世代(1947～49年生まれ)が70歳に到達し、老年人口割合が20年前(1998年)の16.2%から足元(2018年)の28.1%へ上昇するなど、高齢者は労働力や消費者等の役割を担う経済主体として存在感が高まっている。高齢者の実態を的確に把握することが、日本の経済・社会の現状や先行きを把握するうえで重要となろう。

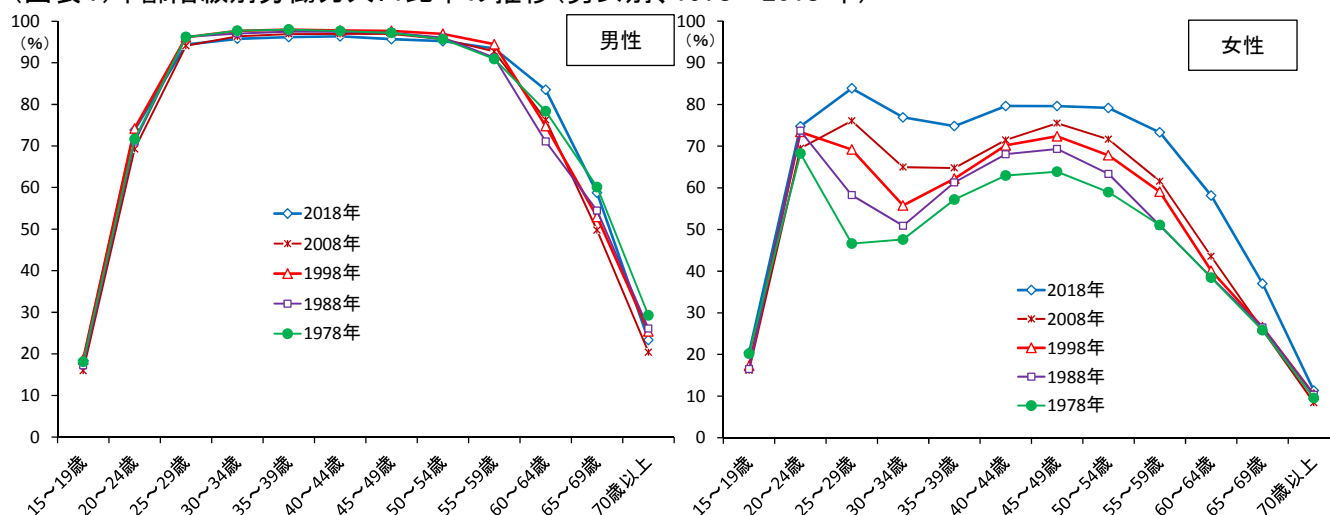
そこで本稿では、高齢者の就業構造や収入・支出・貯蓄状況から暮らし向きを概観し、家事・娯楽などの日常生活の行動やインターネット・自動車等の利用状況などの生活様式を明らかにすると共に、高齢者が直面する入院・介護等のリスクを数値で示すことで、信用金庫の顧客として大きなウエイトを占める高齢者の生活実態を把握するための基本的な情報を提供することを目的としている。

2. 高齢者の就業構造～60歳代の労働力率が00年代後半から急上昇

(1) 高齢者の労働市場参入の動向～60歳代の労働力率が00年代後半から急上昇

近年、少子高齢化や生産年齢人口の減少による人手不足などを反映して、高齢者の労働市場への参入は増加している。以前は、定年退職がない自営業主や家族従業者が現在より多く、60歳以上の労働力人口比率(労働力率)は比較的高かった。しかし、農家・商店等の自営業主の減少と共に就業者に占めるサラリーマン等の雇用者の割合が上昇し、男性の60歳以上の労働力率は低下してきた。60～64歳の労働力率をみると、男性は、1970年代前半に80%台だったが、1988年には71.1%まで低下した。その後、1990年代は75%前後で推移していたが、2005年の70.3%をボトムに上昇基調に転じ、2018年は83.5%に達している(図表1左、2左)。65～69歳も、1970年代には60%台で推移していたが、2004年には45.6%まで低下、その後は上昇に転じて2018年には58.7%に回復した。一方、女性は、60～64歳の労働力率は00年代半ばまで40%前後で推移していたが、00年代後半から急上昇して18年は58.1%になった(図表1右、2右)。65～69歳も、20%台後半での推移が続いた後、00年代半ばの24%をボトムに上昇に転じ、2018年には37.0%に達した。男女共に60歳代の労働力率は、00年代後半から上昇している。

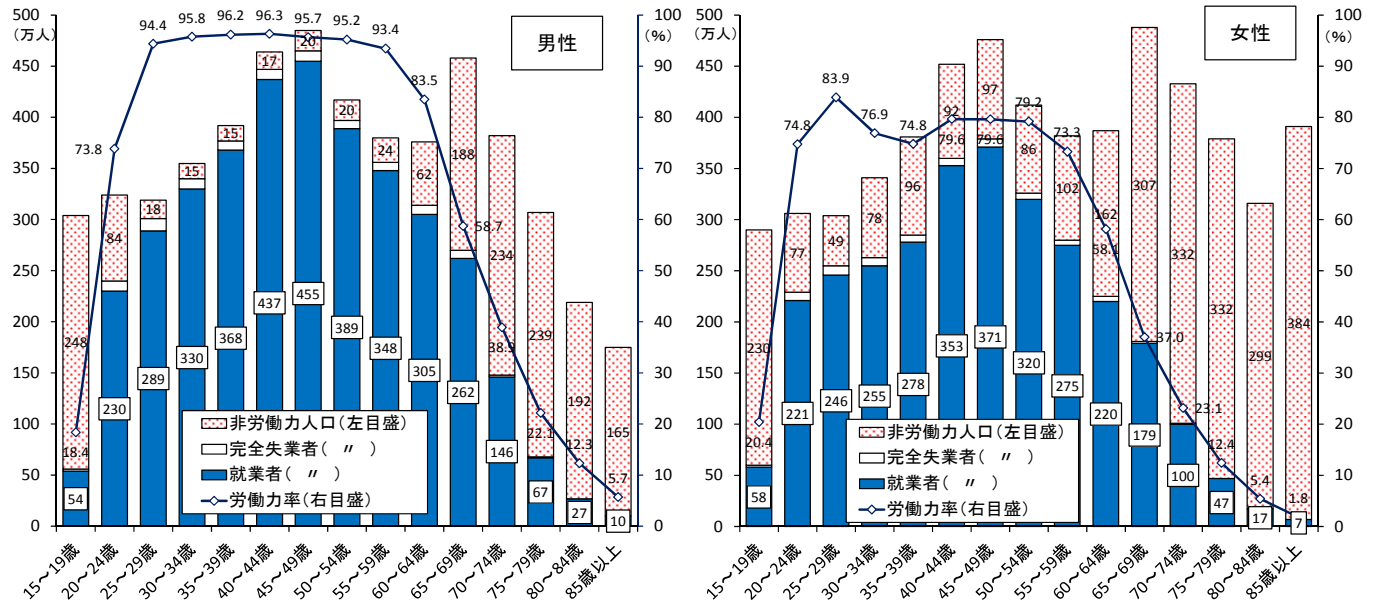
(図表1)年齢階級別労働力人口比率の推移(男女別、1978～2018年)



(備考) 1.年齢階級別労働力人口比率＝当該年齢階級の労働力人口÷当該年齢階級の人口×100。労働力人口＝就業者数＋完全失業者数
2.総務省統計局『労働力調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

人口が多い団塊の世代が、2007～09年に60歳に到達し、大量の定年退職者が労働市場から退出するおそれがあった。しかし、2001～13年度に特別支給の老齢厚生年金の定額部分(女性は06～18年度)、13～25年度に報酬比例部分(女性は18～30年度)の支給開始年齢が60歳から65歳へ段階的に引き上げられるなど、生活維持のために収入の埋め合わせをする必要性が高まったことや、健康維持、知識・技能や時間の有効活用などの理由から、60歳代の労働市場への参入が促された。『高年齢者雇用安定法』の改正で、06年度に事業主は65歳までの雇用確保措置(定年の引上げ、継続雇用制度の導入、定年の廃止)をとらなければならなくなり(労使協定により継続雇用制度の対象者を限定可能)、13年度には希望者全員に継続雇用制度の対象範囲が拡大された。企業も、団塊の世代が持つ知識・技能の継承や人手不足解消のために、60歳代の労働力の活用を進めた。

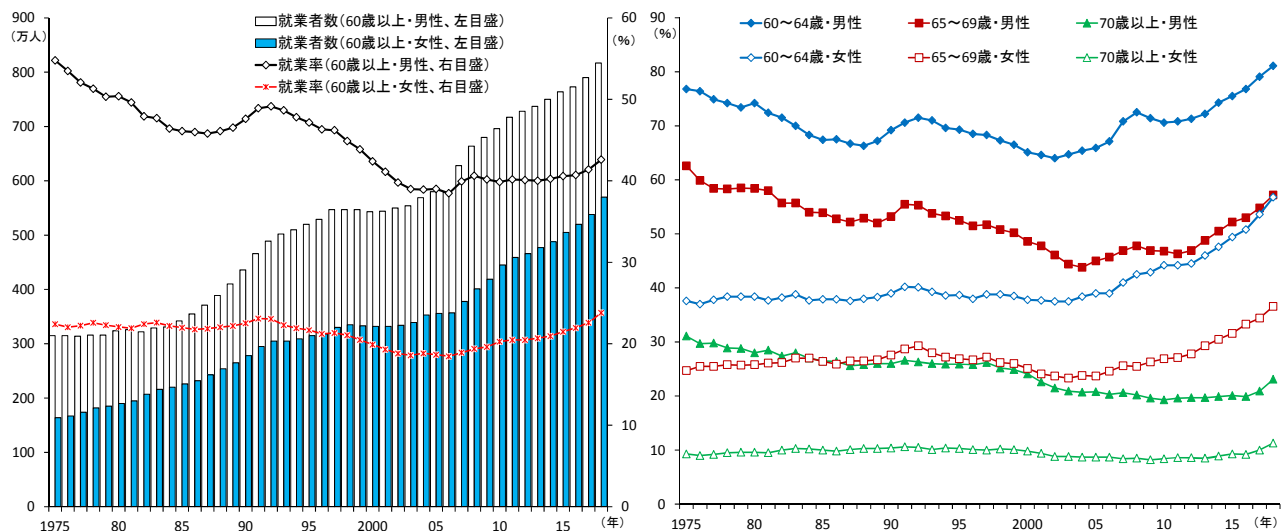
(図表2)年齢階級別の就業状況(男女別、18年)



(備考)1.年齢階級別労働力率=当該年齢階級の労働力人口÷当該年齢階級の人口×100。労働力人口=就業者数+完全失業者数
2.総務省統計局『労働力調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

このような官民の動きや60歳代の就労意欲(労働力率)の高まり、60歳代の人口増加などで、60歳以上の就業者数は00年に男性で543万人、女性で332万人程度だったが、18年に男性は817万人、女性570万人へ約20年間で計510万人程度増加した(図表3左)。60歳以上の就業率は、男性で43%、女性で24%だが、男性は60歳代前半で81%、同後半でも57%、女性は各々57%、37%であり、60歳代の就業率の高まりが大きく寄与した(図表3右)。団塊の世代の継続雇用が、日本の就業者数の増加を下支えした。ただ、団塊の世代は2017~19年に70歳に達しており、現在の高齢者の就労意欲は高まっているとはいえ、60歳代以上の就業者数の増勢は、当面、鈍化するおそれがある。

(図表3)60歳以上の就業者数と年齢階級別就業率の推移(男女別)



(備考)1.年齢階級別就業率=当該年齢階級の就業者数÷当該年齢階級の人口×100
2.総務省統計局『労働力調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

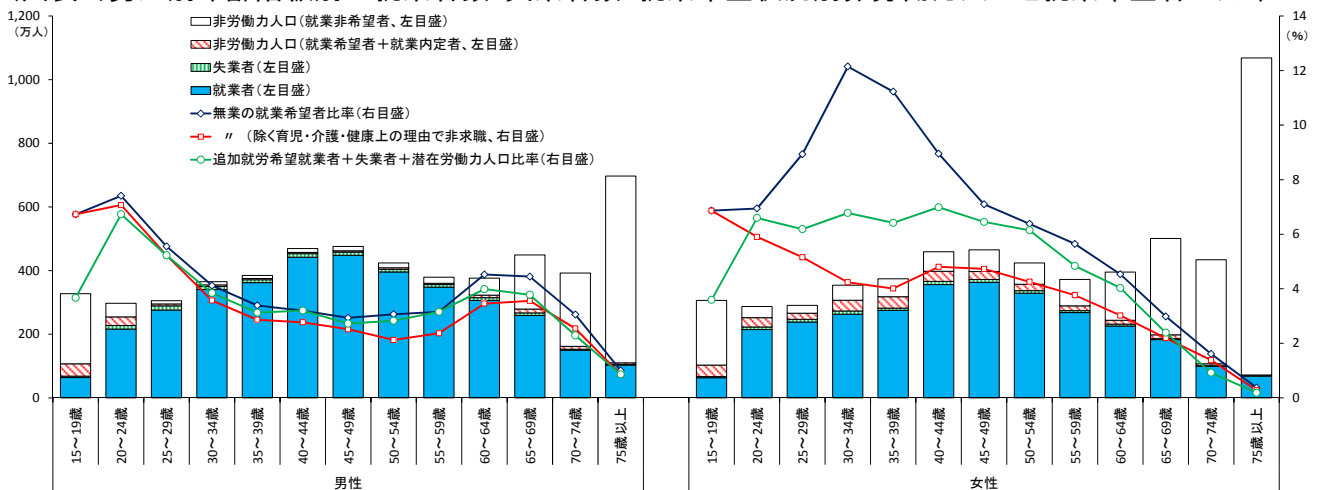
(2) 高齢者の就業余地~60歳代前半は男女共4%、同後半で男性4%、女性2%程度

今後、無業の高齢者が労働市場へ参入する余地をみるために、①求職活動したが職に就いてない失業者、②無業で求職活動していないが、就業を希望している者(就業希望

者)の状況についてみることにする。男性は60歳代で当該人口の4.5%前後、70歳代前半で約3.0%、女性は60歳代前半で4.5%、60歳代後半で3.0%、70歳代前半で1%台半ば程度、働いていないが就業を希望している人材がおり(無業の就業希望者比率、図表4)、働きに出やすい労働市場へ改善すれば就業者として活用できる余地がある。ただ、この就業を希望している者の中には、親や配偶者等の介護・看護や自分の健康上の理由などで求職活動を行えないケースも含まれ、このような者は、すぐに就業できない可能性がある。そこで、出産・育児、介護・看護、健康上の理由で求職活動をしていない者を除いた比率をみると、男性は60歳代が3.5%前後、70歳代前半が2%台半ば、女性は60歳代前半が3.0%、60歳代後半が2%程度、70歳代前半が1.5%弱になる。60歳代の男性は、無業の者を労働力として活用する余地が中高年層(35~59歳代)に比べると高いが、女性は60歳代以上の活用余地は比較的小さい。その一方、出産・育児による労働市場からの退出が多い25歳~40歳代の女性は、就業したいが求職活動ができない者の割合が依然として高い。例えば、30歳代女性の非労働力人口の就業希望者では、出産・育児を理由に求職活動しなかった割合が当該人口の6.6%に達する。出産・育児期の女性が子育てと就業を両立しやすい職場環境・企業風土の改善、保育施設の整備などが進めば、就業希望者の労働市場への参入を促す効果が期待できよう。

無業で就業を希望しない高齢者は、「高齢のため」や「病気・けがのため」を非就業希望理由に挙げる者が多かった(図表5)。高齢なので、のんびりくつろいで暮らしたい者や身体的に働けない者が多いと見込まれるが、高齢者でも操作可能なユニバーサルデザインの業務用機器や就労支援機器の導入を促進するなど、年齢を理由に労働市場から

(図表4)男女別年齢階級別の就業者数・失業者数・就業希望状況別非労働力人口と就業希望者の比率



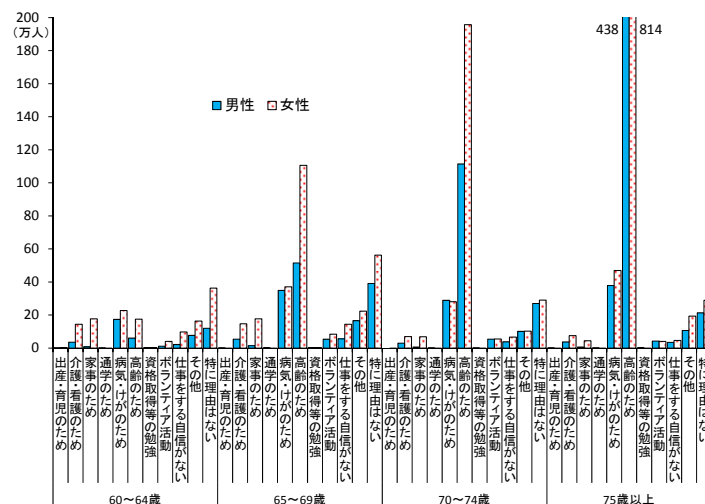
(備考)1.18年時点。各比率は、当該年齢階級の人口比とした。

2. 無業の就業希望者は、失業者+非労働力人口の就業希望者とした。失業者は、①就業していない、②1か月以内に求職活動を行っている、③すぐに就業できる、の3要件を満たす者である(完全失業者は、②の求職活動期間が1週間以内)。
3. 無業の就業希望者比率(除く育児・介護・健康上の理由で非求職)は、非労働力人口で就業希望者のうち、出産・育児、介護・看護、健康上の理由で求職活動をしていない者を、無業の就業希望者数から控除した比率とした。
4. 追加就労希望就業者は、①就業者である、②週35時間未満の就業時間である、③就業時間の追加を希望している、④就業時間の追加ができる、の4要件を満たす者である。
5. 潜在労働力人口=拡張求職者+就業可能非求職者。拡張求職者は、①就業していない、②1か月以内に求職活動を行っている、③すぐにはないが、2週間以内に就業できる、就業可能非求職者は、①就業していない、②1か月以内に求職活動を行っていない、③就業を希望している、④すぐに就業できる、の各要件を満たす者である。
6. 総務省統計局『労働力調査(詳細集計)』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

退出させられることのない環境を整備する必要がある。また、60歳代では「特に理由がない」も男女計で144万人にのぼる。これらの高齢者に対して、企業は就業を希望したくなるような賃金等の待遇改善・生活支援、健康増進等を図れる職場環境・福利厚生等の整備などを推し進めれば、就業する動機付けとなり、就業希望者数の押し上げに寄与する可能性がある。

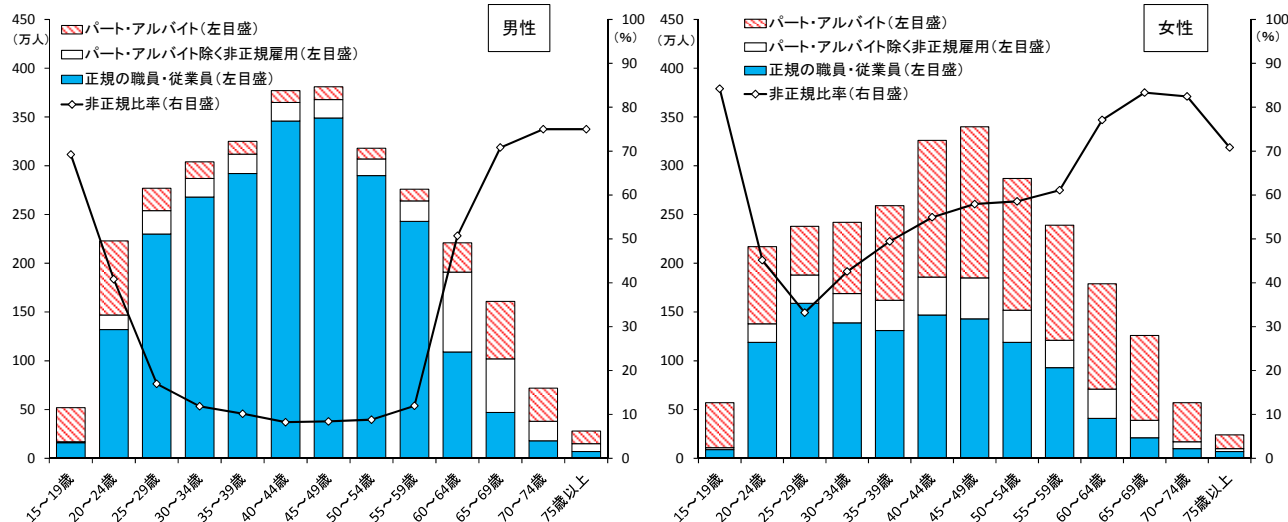
なお、総務省統計局『労働力調査(詳細集計)』では、追加的な就労を希望する就業者(追加就労希望就業者)・失業者・潜在労働力人口(拡張求職者+就業可能非求職者)といった「未活用労働」の規模が示されており、高齢者の男性は60歳代前半が当該人口の4.0%、同後半が3.8%、70歳代前半が2.3%、女性は各々4.0%、2.4%、0.9%となっている(図表4参照)。高齢者よりむしろ男性は20歳代の若年層で5%超、女性は20歳代~50歳代前半で6%台と高く、労働力の活用余地が比較的大きい。男女共に60歳以上の就業者はパート等の非正規雇用を自ら選択するケースが多い一方、40~50歳代の女性は、パート・アルバイト等の非正規雇用の割合が5~6割を占めており(図表6)、追加的な就労を希望する時間的余裕がある雇用者が少なくない。パート等の正規雇用化、フレックスタイム制・在宅勤務の普及等による就業環境の整備、副業・兼業の解禁が進むなど、働き方の自由度や柔軟性が高まり、就労の時間的・地理的な制約も軽減されれば、女性の労働力を有効に活用できるようになる。

(図表5)無業の非就業希望者の就業を希望しない理由(17年)



(備考)総務省統計局『就業構造基本調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

(図表6)年齢階級別の正規・非正規別の職員・従業員数(男女別、18年)



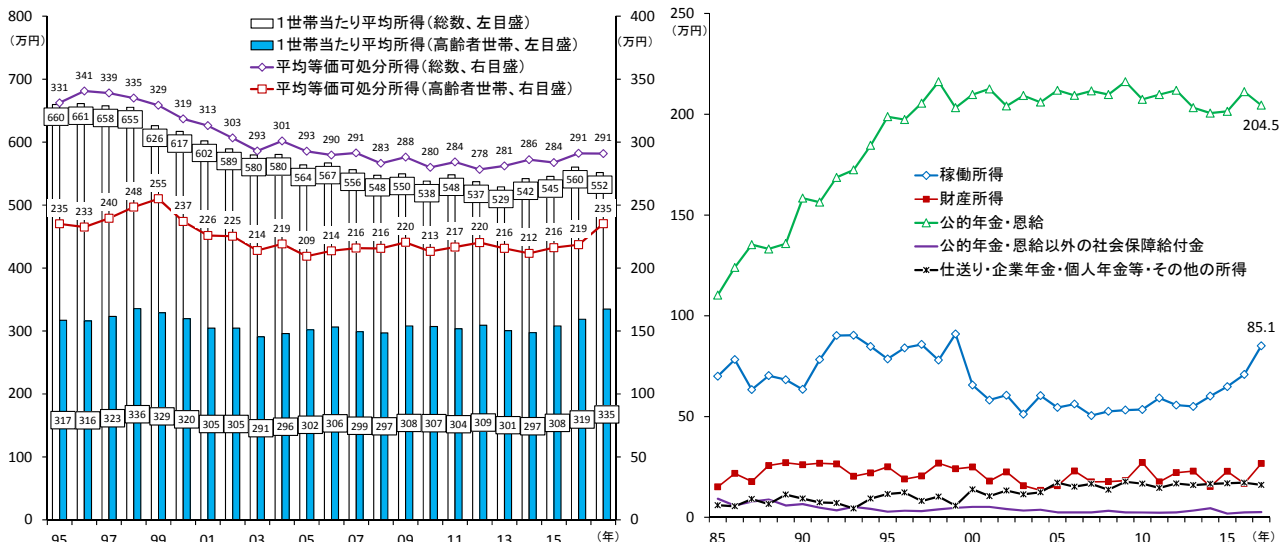
(備考) 1.非正規比率は、正規の職員・従業員数+非正規の職員・従業員数に占める非正規の割合とした。
2.総務省統計局『労働力調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

3. 高齢者世帯の収支状況からみた暮らし向き

(1) 高齢者世帯の所得状況～高齢者の就労活発化で稼働所得が押上げに寄与

前章でみたとおり、60歳代前半の年齢階級では、高年齢者の雇用促進・年金受給開始年齢の引上げなどを反映して、労働市場への参入が増加している。60歳代前半は、継続雇用等で給与所得を得る傾向が高まっているが、65歳以上は、生活を送るための財源として公的年金への依存が強まる。本章では、高齢者が公的年金等からどの程度の収入を得て、どのような消費行動をしているのかをみることにする。

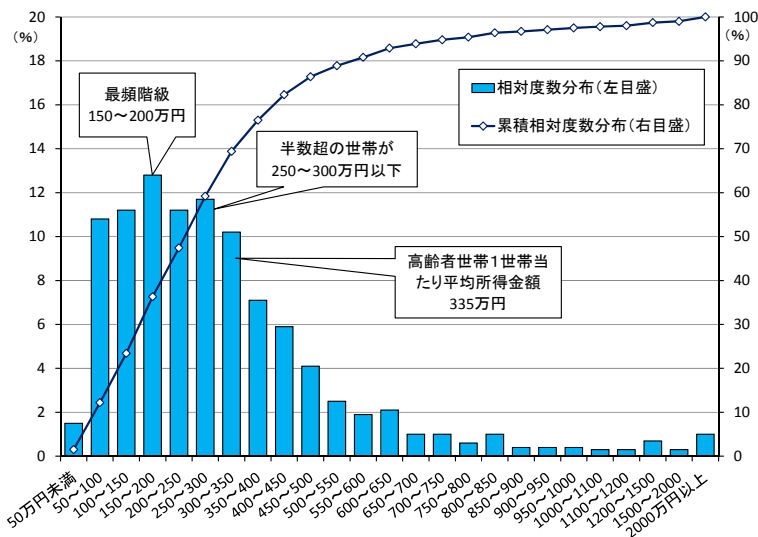
(図表7) 高齢者世帯1世帯当たりの平均所得金額・等価可処分所得と所得種類別所得金額の推移(年間)



(備考) 1. 高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成する世帯か、65歳以上の者に18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。
 2. 等価可処分所得とは、世帯の可処分所得を世帯人員数の平方根で割った金額で、世帯人員数の影響を調整した数値である。可処分所得は、所得から所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いたもの。
 3. 厚生労働省『国民生活基礎調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

高齢者世帯1世帯当たりの平均所得金額(年間)の推移をみると、17年は335万円であり、14年の297万円をボトムに増加基調にある(図表7左)。17年の335万円という水準は、全世帯(552万円)の約6割に相当するが、税金・社会保険料の支払いや世帯人員数の影響を調整した平均等価可処分所得¹でみると、高齢者世帯は235万円であり、全世帯(291万円)の約8割へ格差は縮小する(図表7右)。高齢者世帯1世帯当たりの平均所得金額を所得種類別にみると、公的年金・恩給は、90年代後半以降、200～220万円の横ばい圏で推移している。平均的な高齢者世帯は、所

(図表8) 高齢者世帯の所得金額(年間)階級別の分布



(備考) 1. 17年。高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成する世帯か、65歳以上の者と18歳未満の未婚の子どものみの世帯をいう。
 2. 相対度数は、当該階級の度数を全体の度数で割った数値。累積相対度数は、最小階級から当該階級までの相対度数を足し合わせた数値をいう。
 3. 厚生労働省『国民生活基礎調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

¹ 等価可処分所得とは、世帯の可処分所得を世帯人員数の平方根で割った金額で、世帯人員数の影響を調整した数値である。

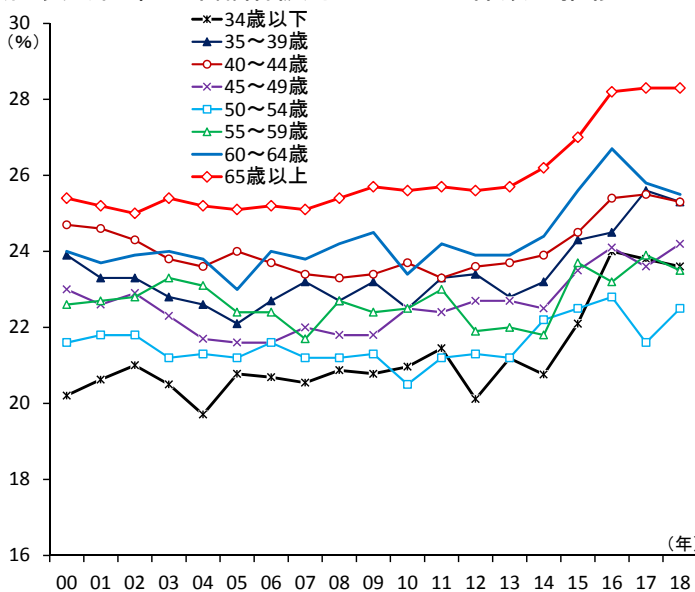
得金額の6～7割を公的年金・恩給に依存している。一方、雇用者所得等の稼働所得は、00年代は50万円台で推移していたが、14年以降増加しており、17年は85万円に回復している。65歳以上の就業者数の増加や賃金の上昇などを背景に、稼働所得の割合が高まっており、高齢者が働くことで所得を増やしている自助努力の結果が垣間見られる。

高齢者世帯1世帯当たり年間335万円という金額は平均値であり、所得水準が高い世帯の数値に引きずられて実態よりも高めに表れる傾向がある。そのため、所得金額階級別の高齢者世帯数の分布(相対度数分布)をみると、最も世帯数が多い所得金額階級は年150～200万円であった(図表8)。月額だと12～17万円程度で暮らしている世帯が高齢者世帯全体の13%を占めている。また、累積相対度数分布が50%を上回る所得金額階級は年250～300万円であり、月25万円以下で生活している高齢者世帯が6割弱に達している。高齢者世帯の中で中間的な所得金額を得ている世帯は年260万円というのが実態であり、これは月22万円、夫婦世帯なら1人11万円程度の水準である。

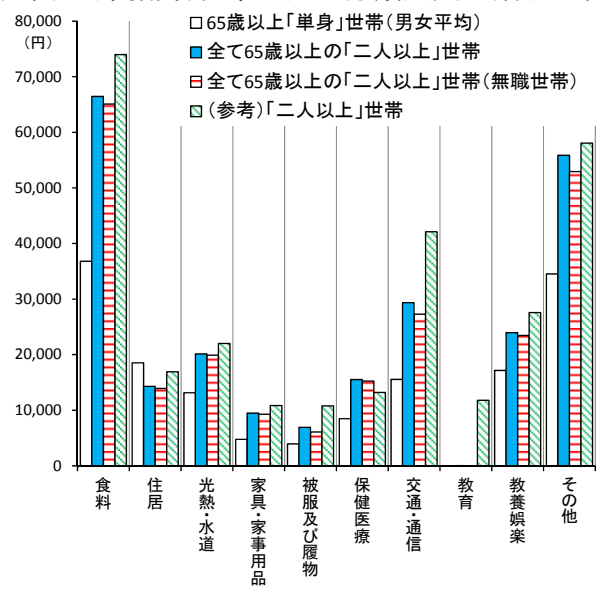
(2) 高齢者世帯の消費状況～65歳以上世帯のエンゲル係数が14年から上昇

高齢者の生活水準をみるために、1世帯当たりの消費支出額(二人以上世帯)に占める食料費の割合を示す「エンゲル係数」の推移をみることにする(図表9)。エンゲル係数は、世帯主年齢65歳以上の世帯が最も高く、00年代以降は25%台で安定的に推移してきたが、14年から上昇し、16～18年は28%台へ一段と高まった。原材料高や人手不足に伴う人件費・物流費等の上昇で食料品の値上がりが進む一方、公的年金等の給付額は横ばい圏で推移しており、生活維持に最も必要な食料費が高齢者の家計を圧迫している。食料費は、65歳以上の単身世帯で月3.7万円、全て65歳以上の二人以上世帯で月6.6万円である(図表10)。消費支出額は各々15.3万円、24.2万円であるので、エンゲル係数は各々24.1%、27.5%になる。食料費は住居費等よりも世帯人員数の影響を強く受けるので、二人以上世帯の方がエンゲル係数は高くなる傾向がある。その一方、単身世帯

(図表9)世帯主年齢階級別のエンゲル係数の推移



(図表10)高齢者世帯の用途分類別支出額(18年)



(備考) 1.エンゲル係数=食料÷消費支出×100。エンゲル係数の推移は二人以上世帯。用途分類別支出額は18年の1世帯当たり月平均
2.総務省統計局『家計調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

は、住居費・光熱費等の家族が複数人で共有できる費目の負担が大きい。未婚化の進展などで高齢の単身世帯が増加すれば、住居費や光熱費等の夫婦で暮らすことによる節約が効かない世帯が増え、社会全体でみると生活するために必要なコストがかさむことになる。また、教養娯楽費・こづかい・交際費といった生活維持に最低限必要とまではいえない費目²が65歳以上単身世帯で月2.4万円、全て65歳以上の二人以上世帯で月4.2万円あり、消費支出額の16～17%程度は比較的自由度が高い用途に使っている。

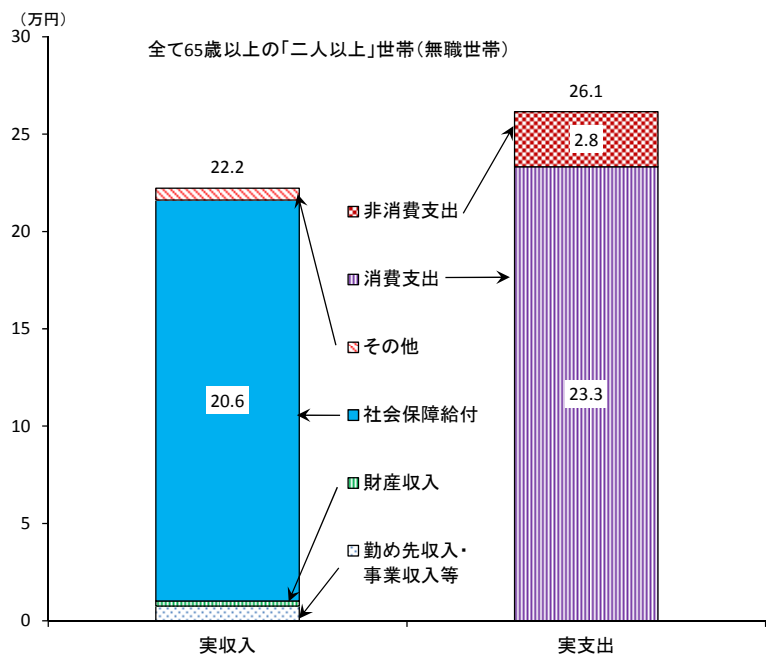
（3）年金受給世帯の収支状況～基礎年金のみの夫婦は前年比2%弱の節約が必要

厚生労働省『国民生活基礎調査(18年)』によると、高齢者世帯のうち総所得に占める公的年金・恩給の割合が60%以上の世帯は75.7%に達し、公的年金に80%以上依存している世帯は62.3%、100%依存している世帯は51.1%と過半数にのぼる。前節では、65歳以上のみからなる世帯の状況をみたが、本節では65歳以上の無職で公的年金に収入を依存している世帯に焦点を合わせてみることにする。

総務省『家計調査』による18年の「65歳以上の無職の二人以上世帯」の収支をみると、実収入は月22.2万円であり、そのうち社会保障給付が月20.6万円で93%を占める(図表11)。一方、実支出は月26.1万円で実収入を3.9万円上回っている。不足額は年換算にすると47万円、老後30年間だとすると約1,400万円になる。

この数値は、現役時代の所得水準に応じて年金が支給される報酬比例部分がある厚生年金保険の受給世帯などを含む平均値のため、実態より高い水準になる傾向がある。そこで、年金等に依存している「65歳以上無業夫婦のみ世帯」の収支状況を公的年金受給額階級別に詳細に把握するため、14年時点であるが調査規模が大きい総務省『全国消費実態調査』の数値からみることにする。公的年金受給額が年間120万円未満の世帯は、実収入が月10.8万円、実支出が月17.4万円で、実支出が実収入を月6.5万円(年78万円)上回る(図表12左)。この不足分は預金等の金融資産を取り崩すなどして補填しているものと考えられる。ただ、この受給額階級の貯蓄現在高は917万円であり(図表12右)、11年8か月分しか賄えない³。貯蓄現在高で老後30年間分の不足額を賄えられるのは、公的年金受給額階級が年間240～280万円以上である。元サラリーマン等の厚生年金保

(図表11)65歳以上の無職の二人以上世帯の収支状況

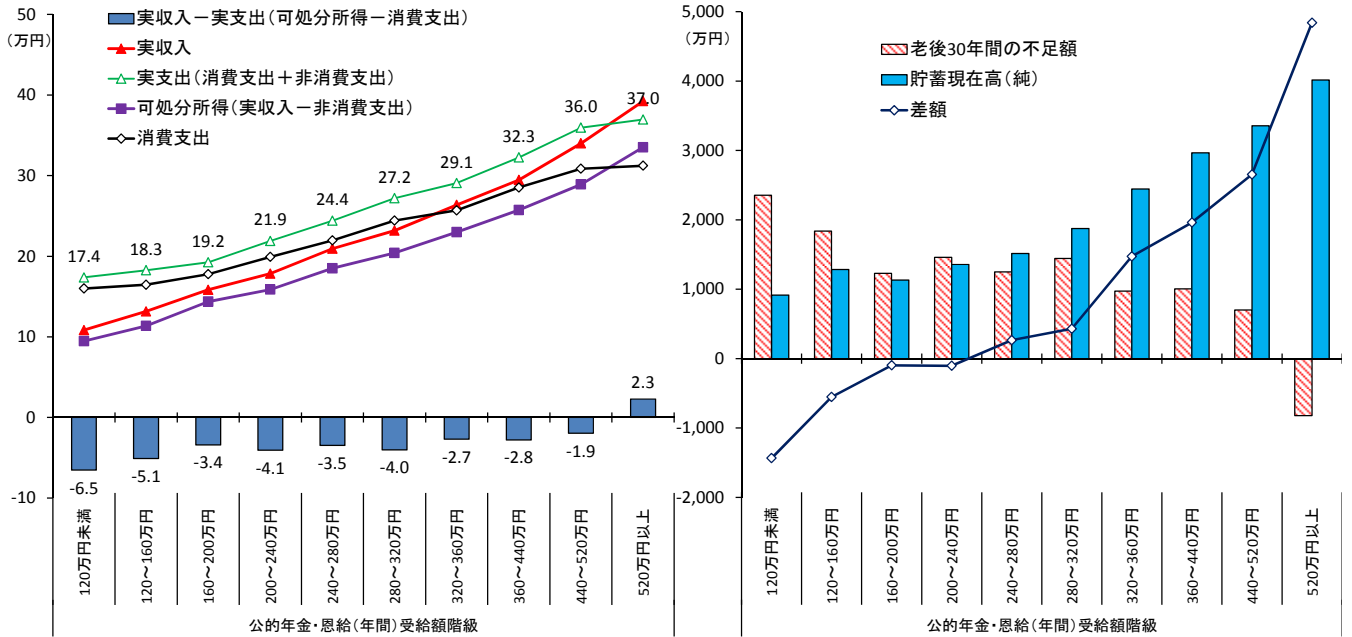


(備考) 1.18年の1世帯当たり月平均
 2.実支出=消費支出+非消費支出、可処分所得=実収入-非消費支出
 3.総務省統計局『家計調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

² 教養娯楽、こづかい(使途不明)、交際費(除く贈与金・他の交際費)の合計とした。

³ なお、この受給額階級の世帯主平均年齢は75～76歳である。

(図表 12)65 歳以上無業夫婦のみ世帯の公的年金受給額別收支状況(左)と貯蓄額・老後 30 年間不足額(右)

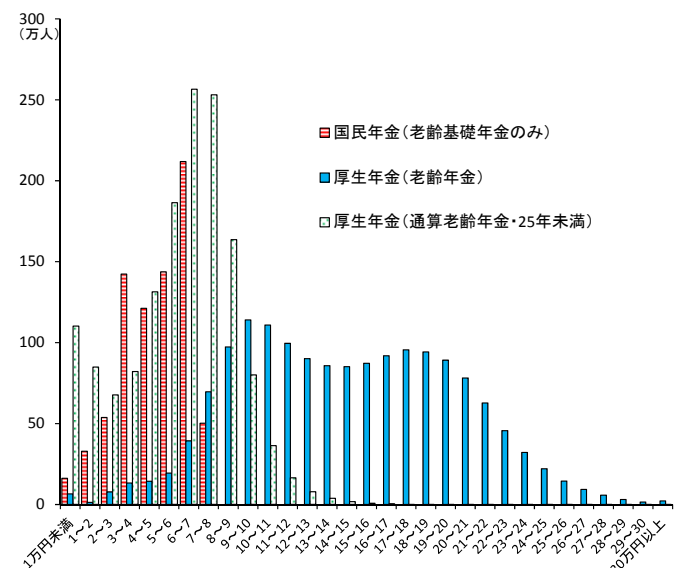


(備考) 1.14 年時点の1か月間の収入と支出。公的年金・恩給を受給している 65 歳以上の夫婦のみの世帯(有業者なし)
 2.公的年金・恩給受給額 120 万円未満の階級は、80 万円未満と 80 万円以上 120 万円未満を世帯数分布で加重平均した数値とした。
 3.貯蓄現在高(純) = 貯蓄現在高 - 負債現在高。貯蓄現在高は通貨性預貯金、定期性預貯金、生命保険など、有価証券
 4.老後 30 年間の不足額 = (実支出 - 実収入) × 12 × 30 = (消費支出 - 可処分所得) × 12 × 30
 5.総務省統計局『全国消費実態調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

険の受給権者は、男性だと月 17~18 万円の受給額が最頻階級であり(図表 13)、妻が老齢基礎年金のみでも 5~6 万円程度受給されるので、現行の受給水準の下では、中間的な厚生年金保険の受給権者は現状の生活水準を維持できる。

一方、年間 240 万円(月 20 万円)未満の公的年金を受給している世帯は、貯蓄を取り崩すにしても今の消費水準を徐々に節約して家計を緊縮する必要がある。老齢年金受給権者のうち受給額が月 6 万円の階級が最も多く、月 5 万円未満は 4 分の 1 程度いるものと見込まれる(図表 13 参照)。夫婦共に月 5 万円未満のような公的年金受給額(年間)120 万円未満の夫婦のみの世帯は、実支出を毎年、前年の水準より 1.7~1.8%減らせば、貯蓄が底を着く時期を 26 年後に先延ばしできる⁴。ただし、その後は実収入の月 10.8 万円で生活しなければならぬ⁵。一方、公

(図表 13)老齢年金受給月額階級別の受給権者数



(備考) 1.17 年度。国民年金は、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者及び旧法国民年金(5年年金除く)の受給権者。
 2.厚生労働省『厚生年金保険・国民年金事業年報』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

⁴ 図表 12 の各公的年金受給額階級の実収入・実支出や貯蓄現在高(純)は、全ての年齢階級で平均値と同水準であるという前提に基づいて、65 歳から 95 歳になるまで夫婦が生きた場合、貯蓄現在高(純)を取り崩しながら生活するには、消費支出をどの程度抑制すればいいのかが算出した。貯蓄現在高はいつでも換金可能であり、取崩しのみでしか変化しないものとした。
⁵ なお、厚生労働省『社会保障生計調査』によると、生活保護を受ける高齢者世帯の 16 年度の消費支出(実績)は月 13.8 万円である。高齢者世帯は男女共に 65 歳以上(18 歳未満の未婚者がいる場合も含む)のみの二人以上世帯

的年金受給額 120～160 万円の世帯は実支出を毎年 0.5～0.6%、受給額 160～200 万円や 200～240 万円の世帯は 0.1%程度減らせば、30 年後は実支出が各々月 15.4 万円、月 18.7 万円、月 21.3 万円の生活で暮らすことができる。貯蓄を取り崩して消費支出を緩やかなペースで節約することによって、老後 30 年間で生活することが可能である。

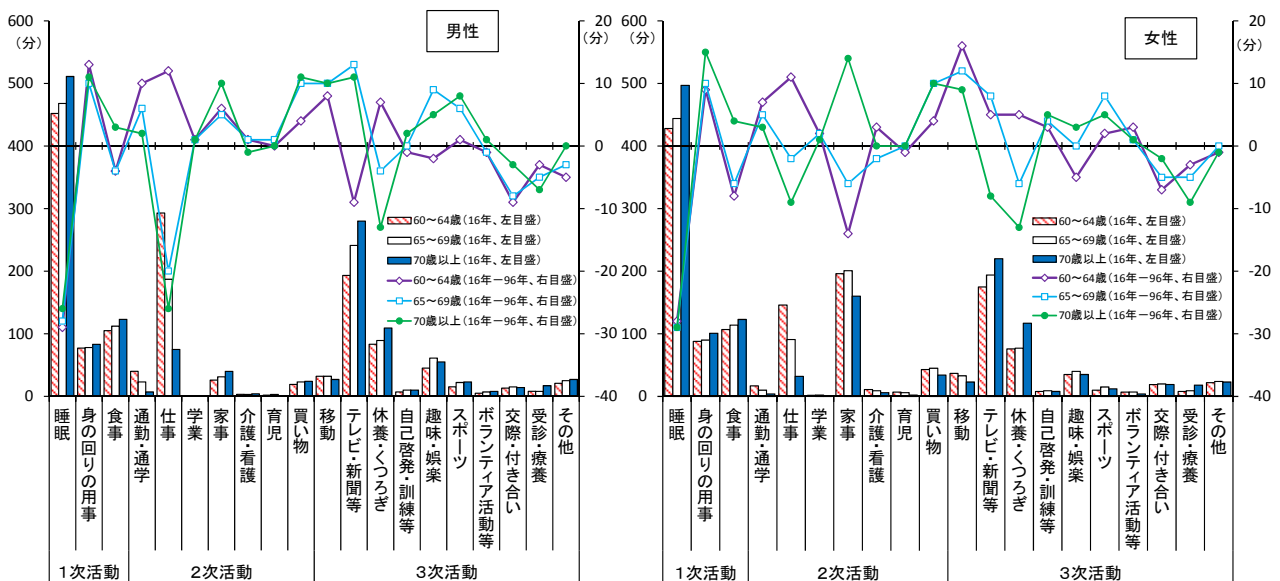
老後の生活は公的年金のみに依存せず、健康増進や社会的接触にも効果がある就労の期間延長や、無駄な支出の見直し、長期的な資産運用などの自助努力をしなければならない。特に、パート・アルバイト等の低所得雇用者や未婚単身世帯などは、厚生年金保険の加入対象が拡大されているものの⁶、将来受け取る公的年金の受給額が少ないため、資格・技能取得等による所得水準の引上げや、早期に長期的で地道な老後のための資産形成を行う必要がある。また、個人事業主や厚生年金保険に加入できない雇用者などは、国民年金の付加年金や国民年金基金への加入、iDeCo(個人型確定拠出年金)等の税制上の優遇措置などの活用、無駄な支出を減らす収支管理を図ったりするなど、老後のために早い段階から備えなければならない。

4. 高齢者の日常生活行動・余暇活動およびインターネット利用状況

(1) 高齢者の日常生活行動と余暇活動～買い物・移動時間が伸び、健康志向が強まる

本節では、高齢者の日常生活の実態を把握するため、週全体の 1 日当たりの行動の種類別総平均時間(総時間は 1,440 分)をみることにする。65 歳以上の男性は、睡眠・食事等の生理的に必要な活動である「1 次活動」が 697 分(48%)、仕事・家事・買い物等の社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動である「2 次活動」が 193 分(13%)、テレビ・休養・趣味・娯楽・スポーツ等の自由時間の活動である「3 次活動」が 551 分(38%)であった(16 年、図表 14)。全年齢(10 歳以上)と比べると、2 次活動は 217 分短い一方、1 次活動が 63 分、3 次活動が 155 分長かった。65 歳以上は就業率が現役世代より低い

(図表 14)高齢者の行動の種類別総平均時間(週全体、16 年)と 20 年間の変化(1996→2016 年)



(備考)総務省統計局『社会生活基本調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

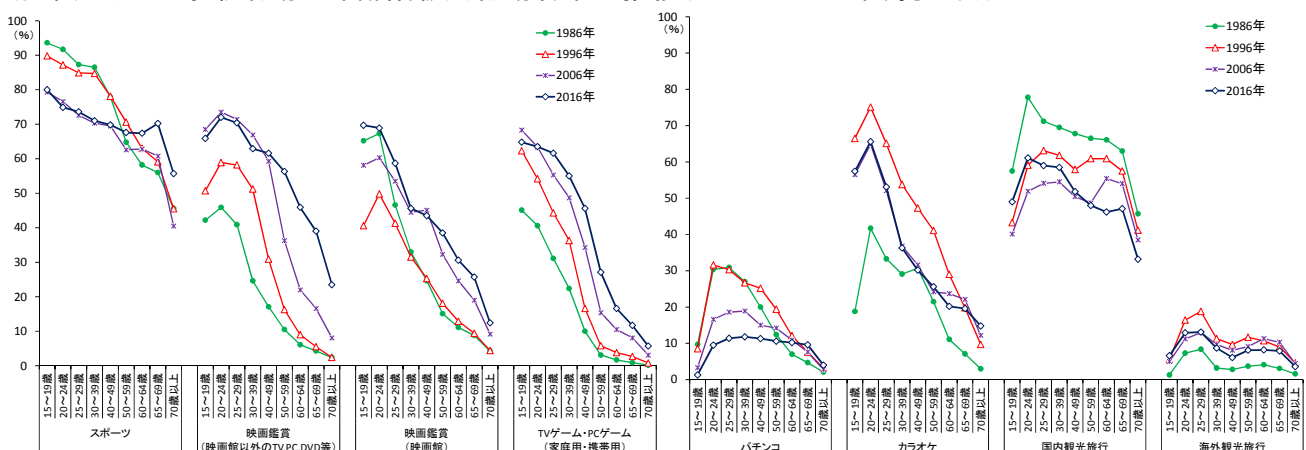
⁶ 従業員 501 人以上の企業は、1 年以上雇用見込みで所定労働時間が週 20 時間以上、賃金が月 8.8 万円以上の短時間労働者(除く学生)は厚生年金保険の加入が義務付けられた(従業員 500 人以下の企業は労使合意の下で申請があった事業所)。

ので、平均的な勤務時間が短い一方、睡眠や余暇の時間は長い。65歳以上の女性は、1次活動が700分(49%)、2次活動が275分(19%)、3次活動が465分(32%)である。全年齢より2次活動は148分短い一方、1次活動は51分、3次活動は96分長かった。高齢夫婦は妻が家事をする傾向が強いうえ、夫と死別した女性の高齢単身世帯が多いので、2次活動の時間は女性の方が男性より82分長くなる。

20年前(1996年)と比べると、高齢者は総じて睡眠時間が30分弱減少した(図表14参照)。その一方で、60歳代前半は男女共に就業率の上昇に合わせて仕事と通勤の時間が長くなり、身の回り用事、移動、休養・くつろぎ等の時間も増加している。65歳以上は、男性だと身の回り用事、家事、買い物、移動、テレビ・新聞等、趣味・娯楽、スポーツ、女性だと身の回り用事、買い物、移動、スポーツなどの時間が長くなった。特に、買い物や移動などの時間は70歳以上でも長くなっており、“買い物弱者”などが社会問題化する中、高齢者が自ら生活必需品等を調達する傾向が高まっているおそれがある。

高齢者は、趣味・娯楽等の3次活動に費やす時間が長いため、余暇時間をどのように過ごしているのかを行動者率からみることにする(図表15)。スポーツは、若年層で減っている一方、健康志向の高まりを背景に高齢者では上昇している。映画も、シネコンの台頭や都市再開発等に伴う映画館の新装開店の増加、動画配信サービスの普及等で、映画館や自宅での鑑賞が増えている。また、TVゲーム等も、ゲーム機の性能向上やスマホの普及・通信環境の改善、健康増進や孫との交流等に役立つ多彩なソフトの発売などで行動者率が上昇した。一方、パチンコ、カラオケ、国内外の観光旅行は、高齢者の行動者率がこの20年で横ばいないし低下している。健康意識の高まりやインターネット環境の改善など、高齢者の余暇活動にも社会環境の変化が影響している。

(図表15)主な余暇活動の年齢階級別行動者率の推移(1986→2016年、男女計)

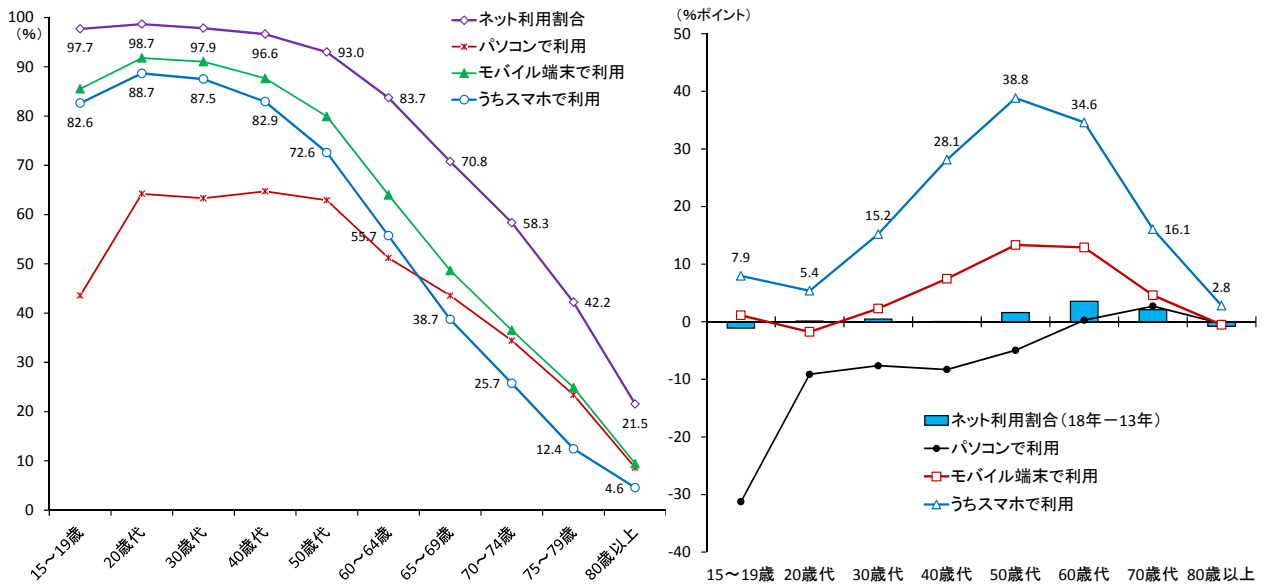


(備考)総務省統計局『社会生活基本調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

(2) 高齢者のインターネット利用状況～50～60歳代のスマホ利用率が上昇

PCの基本ソフトである“Windows95”が発売されてから約25年が経過するため、当時、40歳代の現役世代として活躍していたサラリーマンなどが高齢者となり、パソコンを利用できるITの素養がある高齢者の割合は高まっているものと見込まれる。総務省『通信利用動向調査(18年)』によると、インターネットを利用した割合は、60歳代前半で83.7%、同後半で70.8%、70歳代前半で58.3%、同後半で42.2%に達している(図

(図表 16)年齢階級別インターネット利用状況(18年、左)と5年間の利用状況の変化(13→18年、右)



(備考) 1.男女計。無回答を除いた利用割合。5年間の利用状況の変化は、18年の利用割合-13年の利用割合とした。

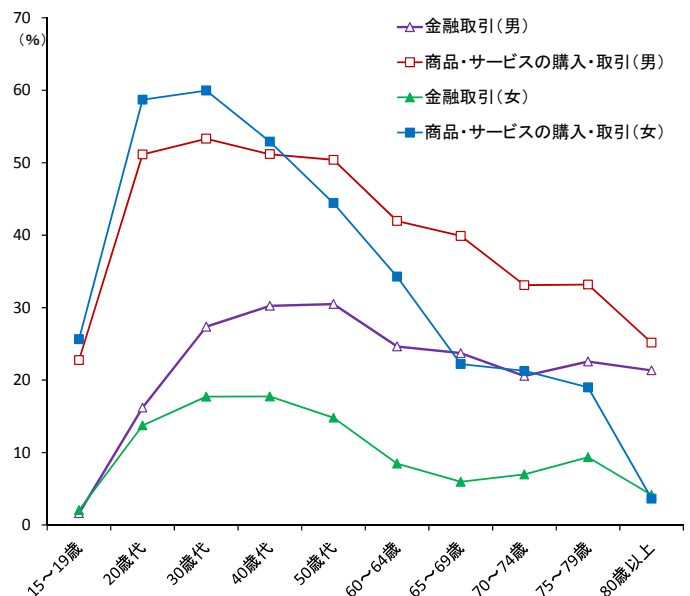
2.総務省『通信利用動向調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

表 16 左)。特に、近年はスマホが急速に普及しており、13~18年の5年間で、スマホによるネット利用者の割合が50歳代は39%ポイント、60歳代は35%ポイント、70歳代は16%ポイント上昇した(図表 16 右)。ネットを通じた買い物・金融取引等、小売店等でのスマホ支払い(キャッシュレス決済)、SNS 等による情報交換など、携帯可能で利便性の高いツールが高齢者にも浸透することで、老後の生活環境は改善していくものと期待される。

実際、ネットを使う目的・用途をみると、「商品・サービスの購入・取引」は、ネット利用者の60歳代前半の男性の42%、同後半は40%、女性は各々34%、22%だった(図表 17)。70歳代も男性はネット利用者の3分の1、女性は5分の1がネット上で商品・サービスの購入・取引を行っている。また、ネットを通じた「金融取引」の利用割合は、60歳以上の男性で20%台前半であり、ネット利用者の4~5人に1人は利用している。退職後にネットを通じた株式等の資産運用やネットバンキングなどを行っている高齢者は少なくない。一方、女性は1割を切る水準であり、金融取引自体を行う機会が少ないことが影響したものと推測される。

現在、50歳代のネット利用者の割合

(図表 17)ネット利用者のネット利用目的別の比率



(備考) 1.18年。無回答を除いた利用割合。インターネット利用者が対象。「商品・サービスの購入・取引」は、金融取引とデジタルコンテンツの購入を除いている。

2.総務省『通信利用動向調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

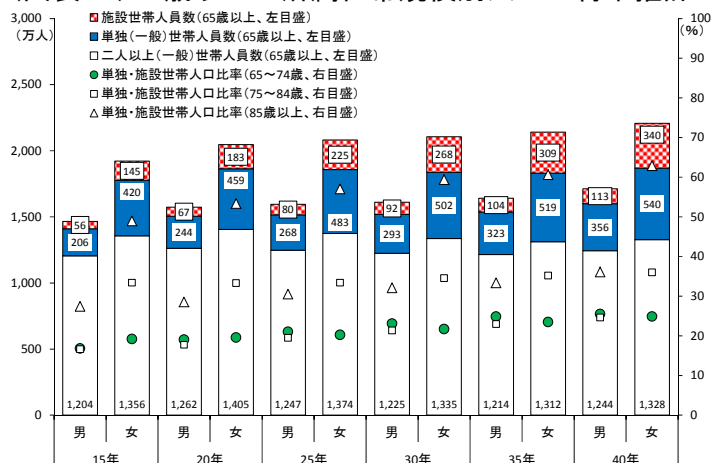
は93%に達しており、今後、高齢者はIT機器の取扱いに慣れている世代に一段と置き換わることが予想される。また、女性は、50歳代以上だと男性よりもネット通販等の利用割合が低い一方、20～30歳代の若い世代は同世代の男性よりも高いため、将来、この世代が高齢者になった時、女性によるネット通販が一段と浸透している可能性が高い。今後、どこでも気軽に扱えるスマホが高齢者にも普及することで、ネットを通じた買い物・食事・洗濯等の宅配・在宅サービスなどの生活支援サービスを高齢者が受けやすくなり、“買い物弱者”の負担も軽減される生活環境への改善が期待できる。金融機関も、実店舗のみに依存したビジネスモデルから脱却し、IT等を活用した顧客の収支管理、仕送り(自動送金)、融資、資産管理、生活圏に関する地域情報の提供など、ライフステージを考慮した長期的な視点で地域に密着した総合的な生活支援サービスを提供することが求められる。

5. 高齢者の日常生活に潜むリスク～入院・介護や交通事故のリスク

高齢者の日常生活の実態についてみてきたが、必ずしも平穏無事な日常生活を営み続けることができるとは限らない。例えば、未婚率の高まりや少子化による近親者の減少などで、単独世帯が増加し、入院・看護や介護が必要になったり、交通事故などの不測の事態に見舞われたりした場合、身近に頼れる者がいなくて生活に困る高齢者が増えるおそれがある。

単独世帯や病院・老人ホーム等の施設で暮らしている65歳以上の人口(15年)は、男性が261万人で高齢男性の17.8%を占め、女性は565万人で29.4%にのぼる(図表18)。団塊ジュニア世代(1971～74年生まれ)が65歳を超える2040年には、男性が約200万人増の469万人で27.4%、女性が315万人増の880万人で39.9%に達すると推計されている。特に、夫と死別した者が多い85歳以上の女性は、単独世帯や施設で暮らす高齢者が6割超を占めると見込まれる。日常生活で気軽に頼れる同居家族がいない単身高齢者が増加することに加え、入院・介護等が必要な状態になって施設で暮らす高齢者が大半を占めることになる。そこで本章では、入院や介護が必要になったり、交通事故等の不測の事態に直面したりする、高齢者の主なリスクに関して考察する。

(図表18)65歳以上の所属世帯規模別人口の将来推計

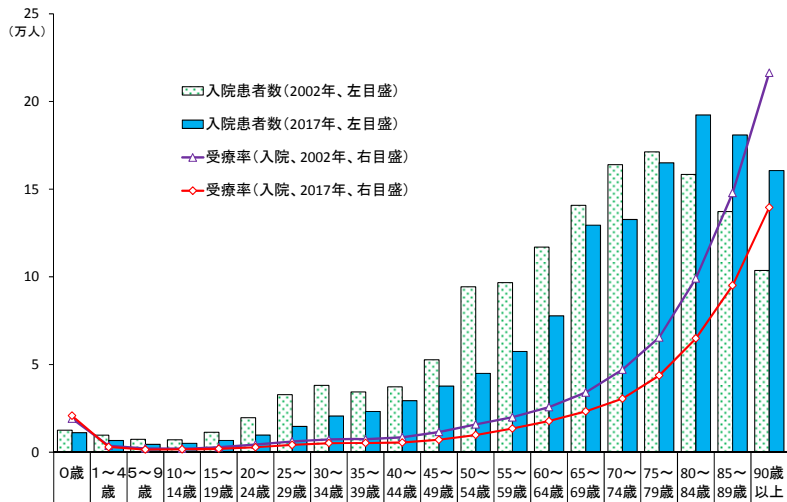


(備考) 1.15年は実績値。家族類型不詳、年齢不詳は案分している。
 2.施設世帯の病院・療養所の入院者は3か月以上入院している患者
 3.国立社会保障・人口問題研究所『日本の世帯数の将来推計(全国)』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

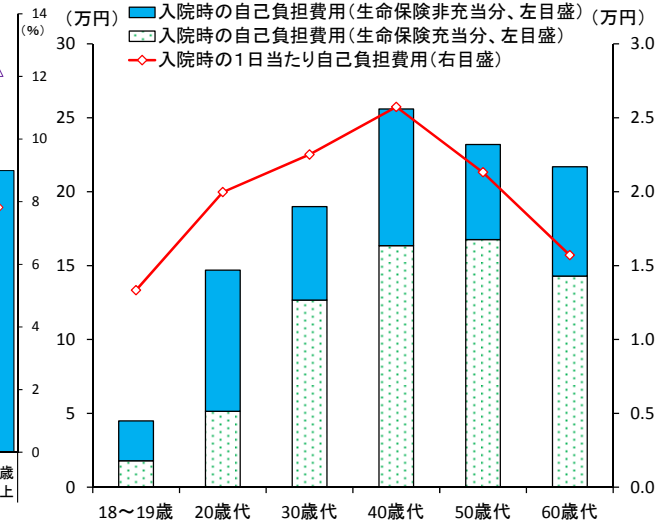
(1) 入院リスク～90歳以上の入院率は7.8%。自己負担額は実質7.4万円(60歳代)

高齢者になると、身体機能の老化や体力・免疫力の低下が進んだり、検診等による病気の早期発見が困難になったりするため、罹患率や入院受療率が高まる。年齢が高まる

(図表 19)年齢階級別の入院患者数と入院受療率



(図表 20)年齢階級別の入院時の自己負担額



(備考) 1.入院受療率は人口 100 人当たりとした。

2.入院時の自己負担費用の生命保険充分分=(入院の自己負担額+入院による逸失収入)×生命保険充分割合×生命保険充分患者割合で算出した。

3.厚生労働省『患者調査』、生命保険文化センター『生活保障に関する調査(16 年度)』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

につれて入院受療率は高くなり、1 歳～60 歳代前半は人口 100 人中 1.0 人未満だが、65～74 歳は 1 人台、70 歳代後半は 2.4 人、80 歳代前半は 3.6 人、同後半は 5.3 人、90 歳以上は 7.8 人と急増する(17 年、図表 19)。ただ、近年、長期入院・社会的入院の是正、在宅医療の整備や医療技術の改善などで、90 歳以上の入院受療率は 15 年前の 12.1 人から 4.3 人減少した。

入院した場合は、医療費の自己負担分などの金銭的な不安が強まる。入院時の費用を生命保険文化センター『生活保障に関する調査(16 年度)』でみると、直近の入院時における治療費・食事代・差額ベッド代・日用品・交通費等の全てを含む自己負担額は、60 歳代で平均 21.7 万円かかっている(図表 20)。患者の 76.0%が生命保険の給付金から費用を充当しており、その給付金として受け取った平均的な金額は 14.3 万円⁷であった。実際の自己負担額は差し引き 7.4 万円で費用の 3 分の 2 は給付金でカバーできる。しかし、60 歳代の退院患者の平均在院日数は 27 日程度であるが、70 歳代後半は 1 か月を超え(33 日)、90 歳以上になると 2 か月を超える(67 日)。高齢になるほど入院期間は長引き、自己負担額も重くなる。ただ、医療費の自己負担額(一般)は、義務教育就学後～69 歳が 3 割、70～74 歳が 2 割、75 歳以上が 1 割であるうえ、上限も設けられている。70 歳以上の高額療養費自己負担限度額(一般、年収 156 万円～約 370 万円)は、入院・外来の世帯合算で月 57,600 円(食事 1 食 460 円、療養病床は居住費 1 日 370 円を負担する必要がある)や外来(個人)で月 18,000 円(年 14.4 万円)になっている。食事代や差額ベッド代などは負担する必要があるが、住民税が非課税等の低所得者世帯に対しては上限額が一段と低く設定されており(入院・外来の世帯合算：月 15,000～24,600 円、外来：月 8,000 円)、現在の医療制度は、低所得者層に過度な負担が掛からないように配慮されている。

⁷ 入院の自己負担額+入院による逸失収入の合計は 25.6 万円であり、そのうち生命保険から充当した割合が 73.5%なので、生命保険加入者は 18.8 万円充当できる。しかし、生命保険から充当した患者の割合は 76.0%なので、平均的には 14.3 万円になる。

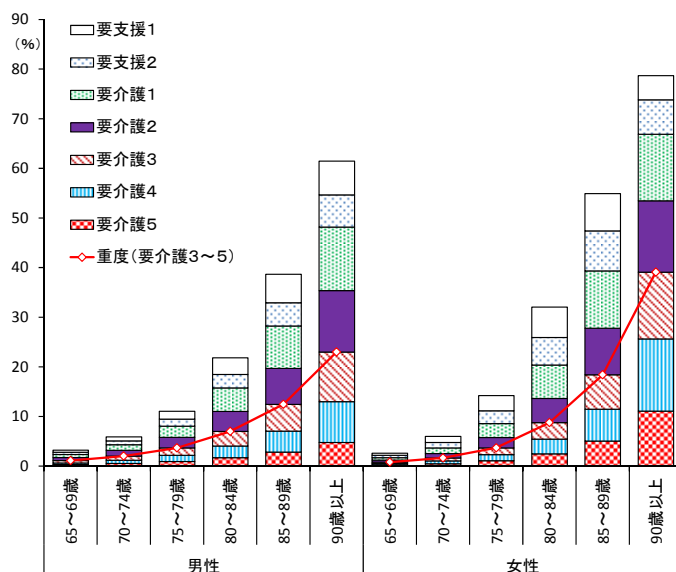
(2) 介護リスク～90歳以上の女性の約4割が重度認定。介護費用は月々7.8万円

長寿化に伴い、大腿骨骨折などで寝たきり状態になったり、認知症を患ったりするなど、単独世帯のみならず、同居家族がいても老人ホーム等の施設での介護が必要になるケースが今後も増加しよう。介護保険制度における年齢階級別の要支援・要介護認定者数をみると、90歳以上の重度(要介護3～5)認定は、男性が人口100人中23.0人、女性が39.1人に達する(16年度末、図表21)。要介護3は、自立歩行が困難で、排泄・入浴・食事・着替え等で全面的な介助が必要であり、認知症におけるいくつかの問題行動がみられるような水準である。夫との死別で単独世帯が増える90歳以上の女性の約4割が、日常生活を自力で営めなくなるおそれがある。

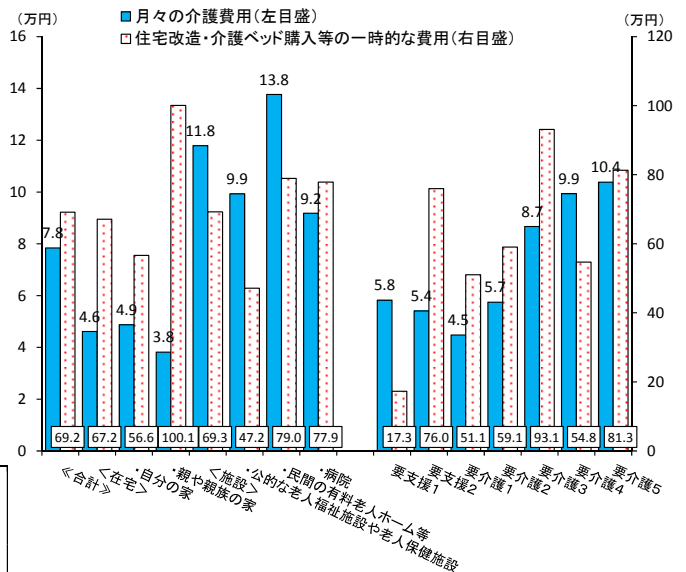
生命保険文化センター『生命保険に関する全国実態調査(18年度)』によると、月々の介護費用(公的介護保険サービスの自己負担分等)は、平均的に7.8万円かかる(図表22)。特に、民間の有料老人ホームは13.8万円と公的施設より約4万円、在宅より約9万円高い。また、重度認定の要介護3～5は8.7万円～10.4万円で、要介護2以下の4～5万円台より負担は重くなる。一方、在宅では月々の介護費用は低いものの、住宅のバリアフリー等のリフォームや介護ベッドの購入等の一時的な費用がかかるケースがあり、平均で費用が70万円近くに達する。ただ、介護費用の自己負担額にも上限があり(食費・居住費等は除く)、介護サービス費(一般)は世帯合計で月44,000円(低所得者:月15,000円(個人)～24,600円)、医療費との合算(高額医療合算介護サービス費)で年56万円(低所得者:年19～31万円)になっている。

近年、“老老介護”が社会問題化するなど、看病・介護する側も高齢のため、看病・介護等を施設に託すケースが増加すると見込まれる。そこで、病院・介護施設等で暮らす家族(非同居家族)がいる世帯の暮らしぶりについてみることにする。非同居家族がいない世帯と比べると、入院料等を含む「保健医療」は、入院患者がいる家族で月1.2万

(図表21)要支援・要介護認定者の割合(16年度末)



(図表22)介護場所別・要介護認定別の介護費用



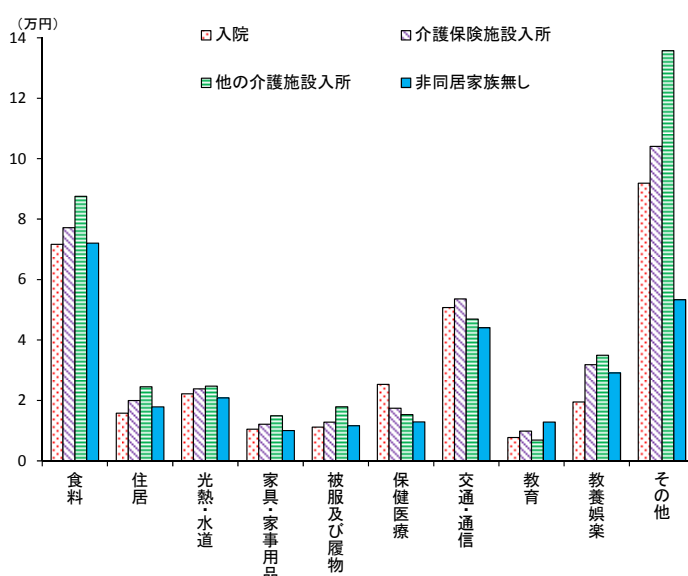
(備考)1.要支援・要介護認定者の割合は当該年齢階級の人口100人当たりとした。人口は『人口推計(年次)』の16年と17年の平均値を用いた。

2.介護費用は、過去3年間に介護を受けた家族・親族がいる世帯の介護に要した費用である。

3.厚生労働省『介護保険事業状況報告』、生命保険文化センター『生命保険に関する全国実態調査(18年度)』、総務省統計局『人口推計(年次)』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

円多く、介護サービス料や仕送り金等を含む「その他の消費支出」は、入院患者がいる家族で月 3.9 万円、介護保険施設入所者がいる家族で月 5.1 万円、その他の介護施設(介護付有料老人ホーム等)入所者がいる家族で月 8.2 万円多い⁸(14 年、図表 23)。基本的に入院患者や介護施設入所者本人が、入院・介護費用を負担する義務があるものの、その平均 60 歳前後の子供世帯等が月 5～8 万円程度、入院・介護施設入所時の身元保証人等として費用の肩代わりや資金援助(仕送り)をしているケースが少なくないと推測される。自分や配偶者等の入院・介護に備えるために資金を蓄えるだけではなく、自分の親の経済的支援をするためにも一定の資金が必要になるのが現状である。入院患者や介護施設入所者本人の資産から費用の捻出を円滑かつ安全に進められるよう、成年後見制度等の法整備、信託・リバースモーゲージ・後見制度支援預金等の金融サービスの促進・利便性向上や新商品開発が急務である。

(図表 23)非同居家族がいる世帯の消費支出



(備考)1.14 年。1世帯1か月間の消費支出

- 2.病院や介護施設等で暮らす非同居家族がいる二人以上世帯(主たる家計維持者以外が3か月以上不在の世帯)が対象。病院や介護施設で暮らす非同居家族は「施設等の世帯」として区別される。
- 3.総務省統計局『全国消費実態調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

(3) 高齢者の交通事故の加害者リスクと自動車等の交通手段の利用状況

最近、高齢者が引き起こした自動車の死亡事故が相次いで報道されている。実際、年齢層別に交通死亡事故を起こした件数(第1当事者)を運転免許保有者 10 万人当たりで見ると、70 歳代後半は 18 年に 6 件、80 歳代前半は 9 件、85 歳以上は 16 件と、加齢に伴う認知機能の低下などで高齢になるほど件数は増えている(図表 24)。なお、20 歳代～70 歳代前半は 5 件を下回るが、原付等の運転初心者層が多い 10 歳代後半は 11 件と多い。確かに、高齢者の免許保有者当たりの死亡事故件数は他の年齢層と比べると多いものの、自動車の安全性能の向上もあって、年々減少傾向にある。85 歳以上は 10 年前の 23 件から 3 割減少した。先行き、団塊の世代の高齢化が一段と進むことで、75 歳以上の後期高齢者ドライバー人口が増えるものと見込まれ、高齢者の交通事故件数は高止まりするおそれがある。

交通事故を起こした場合、被害者に対して損害賠償金の支払いなどの補償をしなければならない。加入が義務付けられる「自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)」から保険金が支払われるが、死亡事故の上限は 3,000 万円であり、17 年度の 1 件当たりの保険金支払額は 2,446 万円⁹であった(自家用乗用自動車)。賠償金を自賠責保険で充足できない

⁸ 主たる家計維持者以外で 3 か月以上不在の非同居家族がいる二人以上世帯の数値

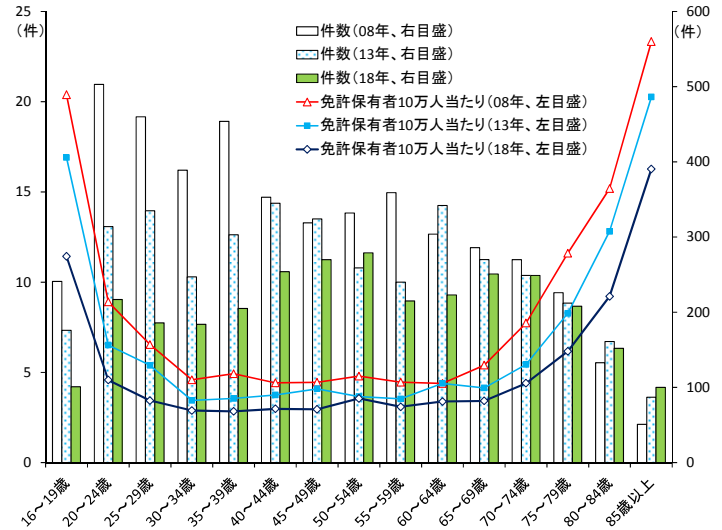
⁹ 損害保険料率算出機構『自動車保険の概況(2018 年度版)』より

場合に備えて、任意の「自動車保険」に加入する必要があり、17年度は死亡事故1件当たり1,307万円の保険金(対人賠償責任保険)が支払われた。金銭的には無制限の任意保険に加入することで賠償金をカバーできるものの、事故を起こしたことによる精神的な苦痛は計り知れないであろう。75歳以上の免許更新時の認知機能検査(18年)では、「記憶力・判断力が低くなっている者(第1分類)」の割合は2.5%、「記憶力・判断力が少し低い者(第2分類)」は24.6%、「記憶力・判断力に心配のない者(第3分類)」は72.9%であった。臨時適性検査等で認知症と診断されると免許が停止・取消

になる第1分類は2%台半ばであるが、記憶力・判断力が少し低下している第2分類は4分の1を占める。自動車の運転に少しでも不安を感じる高齢者は、運転免許を自主的に返納することが望ましい。警察庁『運転免許統計』によると、18年の申請による運転免許取消(自主返納)件数は42.1万件であり、5年前の13.8万件から3倍に増加している。70歳前半は8.4万件、同後半は11.0万件、80歳代前半は11.2万件、85歳以上は6.9万件と70歳以上で返納する者が多かった。各年齢層の免許保有者数(17年末)に対する比率で見ると、各々1.6%、3.5%、6.9%、11.7%と、85歳以上の自主返納は少なくない。現在、自主返納で交付される「運転経歴証明書」を所有する高齢者に対して、民間・自治体等による特典サービスなどが実施されているが、自家用車の売却・廃車の助成や税制優遇などの自主返納のメリットを高める支援策の一層の強化が必要である。

ただ、高齢者でも外出する傾向は強く、特に地方では自動車が生活の足となっており、高齢になっても買い物・通院等で自動車を交通手段として使わざるを得ない。国土交通省『全国都市交通特性調査(15年度)』によると、平日の外出率(全国)は、男性が60歳代で82.0%、70歳代で75.9%、80歳以上で55.7%、女性が各々73.7%、67.4%、41.5%であった。地方都市圏の80歳以上の男性は、平日の代表的な交通手段として自動車(運転)を46%利用しており(手段分担率¹⁰、図表25)、運転免許保有者では66%に達する。三大都市圏や地方中枢都市圏の中心都市は公共交通網が整備されているので、自動車の利用割合が低い。一方、大都市圏でも周辺都市や地方中核都市以下の都市では自動車の利用割合が高くなっており(図表26)、郡部では一段と自動車への依存度が高いものと見込まれる。高齢者が日常的に自動車を利用している状況下で、交通事故を減少させるた

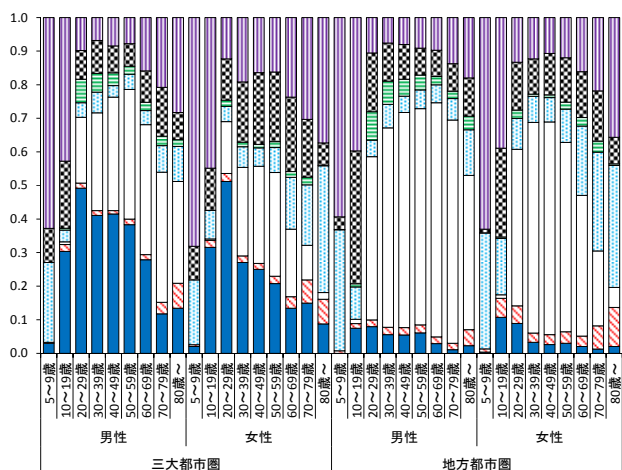
(図表 24)年齢層別の交通死亡事故件数(第1当事者)



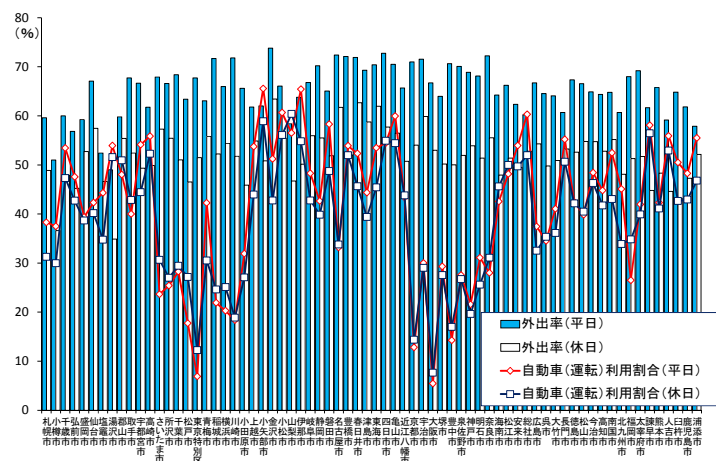
(備考) 1.原付以上(自動車、自動二輪車、原動機付自転車)の運転者(第1当事者)が対象。第1当事者とは、事故当事者のうち最も過失の重い者をいう。算出に用いた免許保有者数は年末時点
2.警察庁『平成30年中の交通死亡事故の発生状況及び道路交通法違反取締り状況等について』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

¹⁰ 買い物等の目的をもってある地点から別の地点へ移動することを1トリップと呼び、トリップ数全体に占める自動車(運転)を交通手段として利用したトリップ数の割合。休日は地方都市圏の80歳以上の男性で43%、運転免許保有者で59%である。一方、80歳以上の女性は、全国的に家族等が運転する自動車に同乗するケースが多く、自ら運転することは少ない。

(図表 25)平日の交通手段別利用割合(手段分担率)



(図表 26)都市別の 65 歳以上の外出率と自動車利用割合



(備考) 1. 買い物等の目的をもってある地点から別の地点へ移動することを1トリップと呼び、トリップ数全体に占める各交通手段を利用したトリップ数の割合
 2. 三大都市圏は、図表 26 の茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県の各都市
 3. 国土交通省『全国都市交通特性調査(15年度)』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

めには、喫緊の課題として衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等を搭載した安全性が高い自動車(安全運転サポート車)の普及が急務である。また、まちづくりの観点からは、「コンパクトシティ」の促進や新規住宅の建設が原則できない市街化調整区域の厳格化など、野放図に広がった宅地の中心市街地等への集約や、中山間地域等では住民のコミュニティを尊重しつつ各種生活支援機能を集約する「小さな拠点」の形成など、コミュニティバス等による交通手段の確保、移動販売車・買い物送迎支援・家事代行・訪問介護やネット宅配・配食・在宅福祉サービスなどの普及を促すといった、高齢者が暮らしやすい街並みに整備することが必要である。

6. おわりに

人口減少や少子高齢化の進展を背景に、高齢の就業者数が増加しており、女性も育児期に当たる年齢層の就業率が上昇するなど、労働市場は大幅に変化している。また、高齢者の日常生活をみても、スマホ等のIT機器の利用率が上昇し、外出率も高いアクティブな生活を送る高齢者へ様態が変化していることが分かった。高齢者の仕事や自動車運転等の作業をサポートするようなAI等の技術革新が進展し、IT機器・ソフトやネット環境の利便性が一層向上すれば、高齢者の所得水準や生活環境は一段と改善するものと見込まれる。また、現在の社会保障制度では、高齢者は医療や介護費用の自己負担額に上限があるなど、過度な負担にならないように配慮されており、厚生年金保険の受給者は男性で月17万円程度の年金を得るなど、元サラリーマンの多くは比較的安心な生活を送ることができる。ただ、賃金水準が比較的低い非正規雇用者の割合は女性などで高く、未婚化も進むなど、将来的に十分な年金を受け取ることができない低所得者層や独身世帯は消費を切り詰めた老後の生活を送らなければならないおそれがある。近年、厚生年金保険の加入対象が拡大されているが、同一労働同一賃金(20年4月施行)の厳格適用や年金・税制度の改善に加え¹¹、生活保護制度なども含めた最低限度の生活を保障

¹¹ 例えば、夫が厚生年金保険に加入し、妻がパートの場合、妻の年収が130万円以下で厚生年金保険に加入していないならば、夫

するような環境の整備や見直しをする余地は大きいと考えられる。特に、現在、国民年金(老齢基礎年金)のみの加入者などは、職業訓練・資格等のスキル取得による所得水準の引上げや厚生年金保険の適用事業所への転職、家計の無駄な出費を減らすための収支管理の徹底、国民年金基金・付加年金・iDeCo・つみたて NISA(少額投資非課税制度)・小規模企業共済等の活用など、将来を見据えた生活設計を早い段階から行う必要がある。

現役世代の人口減少が続く中、将来的に現行の社会保障給付水準を維持できないのではないかという懸念も強い。確かに、老年(65歳以上)人口割合は、18年の28%から30年の31%、40年の35%、50年の38%へと約30年間で10%ポイント上昇すると見込まれ、現役世代が高齢者を支える負担は高まる。そのため、公的年金は、世代間の格差が広がらないように、現役世代の保険料と高齢者の受給額のバランスを図る仕組みになっている(公的年金被保険者数の変動率や平均余命の伸び率で受給額の増加率を抑制)。また、2050年までの約30年間で65歳以上人口は年率0.2%増加する一方、65歳未満人口は1.1%減少するが、生産年齢(15~64歳)人口の生産性(1人当たり付加価値額)を年率0.4~0.5%程度増加させることができれば、高齢者を含めた人口1人当たりの付加価値額を現状の水準に維持することができる。人口減少や少子高齢化に伴って、人材不足を解消するための省力化投資や技術革新の進展、高齢者のニーズに対応した製品・サービスの供給、“買い物弱者”解消のためのIT環境・物流インフラ・公共交通網・在宅サービス等の整備など、新たな分野での需要創出や生産性の向上が進んでいる。人口減少や少子高齢化というネガティブな印象が強い社会変化に対しても、その課題を解決するような財・サービスを提供したり、消費者が必要とするニーズを的確に捉えたりすることで、日本経済の生産性の向上を持続させることが超高齢社会では重要と考えられる。

以上
(峯岸 直輝)

<参考文献>

1. 金融庁金融審議会市場ワーキング・グループ報告書『高齢社会における資産形成・管理』
2. 警察庁『平成30年中の交通死亡事故の発生状況及び道路交通法違反取締り状況等について』『運転免許統計』
3. 厚生労働省『国民生活基礎調査』『厚生年金保険・国民年金事業年報』『社会保障生計調査』『患者調査』『介護保険事業状況報告』
4. 国土交通省『全国都市交通特性調査』
5. 国立社会保障・人口問題研究所『日本の世帯数の将来推計(全国)』『日本の将来推計人口(平成29年推計)』
6. 生命保険文化センター『生活保障に関する調査』『生命保険に関する全国実態調査』
7. 総務省『通信利用状況調査』
8. 総務省統計局『労働力調査』『就業構造基本調査』『家計調査』『全国消費実態調査』『社会生活基本調査』
9. 損害保険料率算出機構『自動車保険の概況(2018年度版)』

本レポートは、標記時点における情報提供を目的としています。したがって投資等についてはご自身の判断によってください。また、本レポート掲載資料は、当研究所が信頼できると考える各種データに基づき作成していますが、当研究所が正確性および完全性を保証するものではありません。
なお、記述されている予測または執筆者の見解は、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。

に扶養されている妻の国民年金保険料は支払わなくてもいい。

号数	題名	発行年月
N o. 28-3	「日本の物価動向とその背景」 －物価の安定には財・サービスの高付加価値化による所得水準の引上げが必要－	2016年9月
N o. 28-4	「人口減少局面の到来と信用金庫経営」 －地域雇用の確保・拡充のためにも、本業支援への注力が重要－	2016年11月
N o. 28-5	「中国経済を下支えする個人消費と第3次産業」 －コト消費の掘り起こしが内需拡大のカギ－	2016年12月
N o. 28-6	「中小企業の財務状況と景気動向」 －中小企業の収益性・付加価値分析と中小企業景気動向指数 CI の算出－	2016年12月
N o. 28-7	「日本経済の中期展望」 －17～21年度の年平均成長率は名目1.5%、実質0.8%と予測－	2017年3月
N o. 28-8	「地域別にみた経済動向」 －主要な需要項目別に地域間で経済状況を比較－	2017年3月
N o. 29-1	「交通インフラ整備の地域経済への影響」 －関東地方の鉄道・高速道路網整備に伴う社会・産業構造の変化－	2017年7月
N o. 29-2	「中国の不動産バブルと企業債務問題」 －不動産バブルは地域的かつ小規模。高水準の企業債務が懸念材料－	2017年8月
N o. 29-3	「都道府県間人口移動の要因と影響」 －産業構造、所得環境、生活コスト、住宅取得環境等の都道府県間格差から人口移動を考察－	2017年11月
N o. 29-4	「企業の人手不足の状況と今後の見通し」 －中小企業の課題克服のため、信用金庫が一助となれる余地は大きい－	2017年12月
N o. 29-5	「中小企業の財務状況からみた設備投資・賃上げ余力」 －中小企業における収益性分析、付加価値分析、安全性分析による考察－	2018年3月
N o. 29-6	「日本経済の中期展望」 －18～22年度の年平均成長率は名目1.4%、実質0.6%と予測－	2018年3月
N o. 30-1	「全人代にみる今後の中国経済」 －6.5%の巡航速度の維持と供給サイドの改革－	2018年4月
N o. 30-2	「インバウンドの現状と見通し」 －訪問地域に広がりもみられ、中小企業にとってはビジネス獲得の好機－	2018年4月
N o. 30-3	「都道府県別の潜在的な労働力の活用余地」 －地方圏で潜在的な労働力の活用余地が乏しく、基盤的な産業の構築が必要－	2018年7月
N o. 30-4	「住宅市場の現状と今後の見通し」 －既存の住宅ストックの有効活用が一段と重視される方向へ－	2018年10月
N o. 30-5	「米中貿易摩擦とその影響」 －最終的には米中経済双方に悪影響が大きい－	2018年12月
N o. 30-6	「相続に伴う預金の地域間流入」 －各都道府県の死亡状況、親の家族構成・子供世帯の所在地分布、保有預金残高から試算－	2018年12月
N o. 30-7	「輸出の現状と先行き展望」 －短期的なリスク要因はあるものの中長期的な将来に向け拡大基調が続こう－	2019年3月
N o. 2019-1	「全人代後の中国経済」 －様々な景気対策を導入して米中貿易摩擦の悪影響を回避－	2019年4月
N o. 2019-2	「高齢者の暮らし向き・生活様式の実態を探る」 －高齢者の就業構造・収支状況・日常生活行動や入院・介護等のリスクを考察－	2019年7月

* バックナンバーは、信金中央金庫 地域・中小企業研究所ホームページからご覧いただけます。
(<https://www.scbri.jp>)

信金中央金庫地域・中小企業研究所 活動状況
(2019年6月実績)

○レポート等の発行状況

発行日	分類	通巻	タイトル
19.6.4	内外金利・為替見通し	2019-3	日銀は当分の間、超緩和策を継続
19.6.19	ニュース&トピックス	2019-18	緩やかに鈍化を続ける中国経済 —米中貿易摩擦の悪影響から政府目標の下限近辺に—
19.6.27	産業企業情報	2019-1	中小企業の「継続力」を考える① —“親族間のバトンタッチ”で受け継がれる企業家精神—

○講演等の実施状況

実施日	講演タイトル	主催	講演者等
19.6.13	国内外の経済情勢と為替相場の展望	蒲郡信用金庫	角田匠
19.6.24	中小企業における「人材活用」 —「働き方改革」による生産性向上を目指して—	さがみ信用金庫	鉢嶺実

<信金中央金庫 地域・中小企業研究所 お問い合わせ先>

〒103-0028 東京都中央区八重洲1丁目3番7号
 TEL: 03-5202-7671 (ダイヤルイン) FAX: 03-3278-7048
 e-mail: s1000790@FaceToFace.ne.jp
 URL <https://www.shinkin-central-bank.jp/> (信金中央金庫)
<https://www.scbri.jp/> (地域・中小企業研究所)